

第9号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（以下「教育課程」という。）」を削り、同条第二項第七号イ中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（保育料）

第六条 第四条第一項に規定する長時間保育を受ける幼児に係る保育料（以下「保育料」という。）は、文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）第五条第一項及び第二項の規定により得られた額とする。

（延長保育利用料）

第七条 第五条に規定する延長保育に係る利用料（以下「延長保育利用料」という。）は、文京区保育所における保育に関する条例第六条の規定により得られた額とする。

第九条を第十一条とする。

第八条の見出し中「長時間保育等利用料」を「保育料等」に改め、同条中「長時間保育等利用料」を「保育料及び延長保育利用料（以下「保育料等」という。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（保育料等の額の通知）

第九条 委員会は、保育料等の額を決定したとき又はその額を変更したときは、保護者に通知しなければならない。

（保育料の減額）

第十条 委員会は、保育料の納付につき、特に必要があると認めたときは、申請に基づきその保育料の全部又は一部を減額することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（文京区立幼稚園使用条例の一部改正）

2 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第五条に次のただし書を加える。

ただし、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例第四条第一項に規定する長時間保育を受ける場合については、これを適用しない。

（説 明）

区立幼稚園における長時間保育等に係る利用料を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年条例第五十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例 平成二八年〇月〇日条例第〇〇号</p> <p>第一条から第三条まで （略） （長時間保育）</p> <p>第四条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間を除いた午前七時十五分から午後六時十五分までの間、長時間保育を行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）<u>第十五条の七第三項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大</p>	<p style="text-align: center;">○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例</p> <p>第一条から第三条まで （略） （長時間保育）</p> <p>第四条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程（以下「教育課程」という。）に係る教育時間を除いた午前七時十五分から午後六時十五分までの間、長時間保育を行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）<u>第十五条の六第三項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大</p>

学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八～十 （略）

3 （略）

（延長保育）

第五条 （略）

（保育料）

第六条 第四条第一項に規定する長時間保育を受ける幼児に係る保育料（以下「保育料」という。）は、文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）第五条第一項及び第二項の規定により得られた額とする。

（延長保育利用料）

第七条 第五条に規定する延長保育に係る利用料（以下「延長保育利用料」という。）は、文京区保育所における保育に関する条例第六条の規定により得られた額とする。

（保育料等の不還付）

学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八～十 （略）

3 （略）

（延長保育）

第五条 （略）

（長時間保育等利用料）

第六条 前二条の規定による長時間保育等に係る利用料（以下「長時間保育等利用料」という。）は、次のとおりとする。

一 長時間保育に係る利用料 月額 六、三〇〇円

二 延長保育に係る利用料 月額 一、八〇〇円（日を指定して行うときは、日額四〇〇円）

（長時間保育等利用料の減免）

第七条 委員会が必要があると認めるときは、前条に規定する長時間保育等利用料を減額し、又は免除することができる。

（長時間保育等利用料の不還付）

第八条 既納の保育料及び延長保育利用料（以下「保育料等」という。）は、還付しない。ただし、委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（保育料等の額の通知）

第九条 委員会は、保育料等の額を決定したとき又はその額を変更したときは、保護者に通知しなければならない。

（保育料の減額）

第十条 委員会は、保育料の納付につき、特に必要があると認めたときは、申請に基づきその保育料の全部又は一部を減額することができる。

（委任）

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、文京区教育委員会規則で定める。

付 則（平成二八年〇月〇日条例第〇〇号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

第八条 既納の長時間保育等利用料は、還付しない。ただし、委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第九条 この条例の施行について必要な事項は、文京区教育委員会規則で定める。

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年条例第二十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立幼稚園使用条例 平成二八年〇月〇日条例第〇〇号</p> <p>第一条～第四条（省略） （保育料等）</p> <p>第五条 保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）は、別表に定めるとおりとする。<u>ただし、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例第四条第一項に規定する長時間保育を受ける場合については、これを適用しない。</u></p> <p>第六条～第八条（省略）</p> <p>付 則 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>○文京区立幼稚園使用条例</p> <p>第一条～第四条（省略） （保育料等）</p> <p>第五条 保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第六条～第八条（省略）</p>



# 参考資料

教育推進部学務課

## 柳町幼稚園長時間保育児の保育料について

現在、柳町こどもの森については、1～3歳を保育所、4～5歳を幼稚園としており、2号認定を受けて長時間保育を受ける4～5歳児は、幼稚園保育料を適用した保育料体系となっております。

一方、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」を受け、28年度から設置される「文京区立お茶の水女子大学こども園」では、2号認定にかかる保育料については、保育所保育料と同額とすることが定められたところです。

これらの状況を鑑み、区では、柳町幼稚園長時間保育及び延長保育にかかる保育料について、平成28年4月より保育所保育料と同額とするよう見直しを行います。

### 1 実施時期

平成28年4月1日

### 2 適用範囲

柳町幼稚園長時間保育に在籍し2号認定を受けている4～5歳児

### 3 保育料

保育所保育料に同じ（裏面参照）

### 4 改定スケジュール

27年1月 区民向け説明会開催終了

28年2月 関係条例改正議会審議

28年4月 保育所保育料適用開始

保育料徴収金基準額表

階層 区分	所得等の状況	月額保育料(円)						第3子 以降	延長保育料(円)		
		4・5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	※第2子				4・5歳 クラス	3歳 クラス	1・2歳 クラス
					4・5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス				
A	被生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,300	1,300	1,900	650	650	950		600	600	600
D0	48,000円未満	2,000	2,000	2,400	1,000	1,000	1,200				
D1	48,000 ~ 49,000円未満	5,600	5,600	6,700	2,800	2,800	3,350		900	900	900
D2	49,000 ~ 58,000円未満	7,200	7,300	8,300	3,600	3,650	4,150				
D3	58,000 ~ 66,000円未満	9,200	9,300	9,400	4,600	4,650	4,700				
D4	66,000 ~ 85,000円未満	10,800	10,900	15,400	5,400	5,450	7,700		1,000	1,000	1,500
D5	85,000 ~ 103,000円未満	12,600	12,700	19,100	6,300	6,350	9,550		1,200	1,200	1,900
D6	103,000 ~ 121,000円未満	14,200	14,300	21,500	7,100	7,150	10,750		1,400	1,400	2,100
D7	121,000 ~ 139,000円未満	15,700	15,800	23,600	7,850	7,900	11,800		1,500	1,500	2,300
D8	139,000 ~ 157,000円未満	16,900	17,000	25,500	8,450	8,500	12,750		1,600	1,700	2,500
D9	157,000 ~ 185,000円未満		18,200	27,500	9,000	9,100	13,750			1,800	2,700
D10	185,000 ~ 221,000円未満		19,500	29,200	9,000	9,750	14,600			1,900	2,900
D11	221,000 ~ 256,000円未満		20,700	31,000	9,000	10,350	15,500			2,000	3,100
D12	256,000 ~ 280,000円未満		21,600	32,500	9,000	10,800	16,250			2,100	3,200
D13	280,000 ~ 303,000円未満			34,200	10,800	13,560	20,520				3,400
D14	303,000 ~ 324,000円未満			35,700	10,800	13,560	21,420				3,500
D15	324,000 ~ 342,000円未満	18,000		37,200	10,800	13,560	22,320		1,800		3,700
D16	342,000 ~ 360,000円未満			38,500	10,800	13,560	23,100				3,800
D17	360,000 ~ 378,000円未満		22,600	40,000	10,800	13,560	24,000			2,200	4,000
D18	378,000 ~ 468,000円未満			43,400	12,600	15,820	30,380				4,300
D19	468,000 ~ 501,000円未満			48,900	12,600	15,820	34,230				4,800
D20	501,000 ~ 546,000円未満			53,700	12,600	15,820	37,590				5,300
D21	546,000 ~ 666,000円未満			57,500	12,600	15,820	40,250				5,700
D22	666,000 ~ 890,000円未満			62,500	15,400	18,620	43,750				6,200
D23	890,000 ~ 1,220,000円未満	22,000	26,600	67,500	15,400	18,620	47,250		2,200	2,600	6,700
D24	1,220,000 ~ 1,520,000円未満			72,500	15,400	18,620	50,750				7,200
D25	1,520,000円以上			77,500	15,400	18,620	52,000				7,700

※第2子軽減は、以下に該当する小学校就学前の兄または姉がいる場合、適用となる場合があります。  
 ・認可保育園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、認定こども園に通っている。  
 ・児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている。  
 ○上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。